

移動支援事業者
行動援護事業者 各位
同行援護事業者

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

児童にかかる学校の長期休暇期間中の対応について（移動支援・行動援護・同行援護）

標記の件につきまして、下記のように経過措置を実施いたしますのでお知らせします。

記

1 移動支援の対応

現在設定されている支給期間における学校の長期休暇期間中の「その他の外出」の支給量を「36時間」とします。

区分	現 行	学校の長期休暇期間中
小学生	12時間	36時間
中高生	24時間	

※この対応は、申請に基づき行います。

※学校の長期休暇期間とは、夏休みは7月から9月、春休みは3月と4月となります。

2 行動援護・同行援護の対応

現在設定されている支給期間における学校の長期休暇期間中の「その他の外出」に相当する支給量を「36時間」とします。

区分	現 行	学校の長期休暇期間中
小学生	24時間	36時間

※行動援護・同行援護を利用されている中高生の方は、既に36時間として決定を行っているため、今回の措置の対象となりません。

※実施方法は、小学生の方について申請があった場合に、現在の支給量に12時間を加算することになります。

※学校の長期休暇期間とは、夏休みは7月から9月、春休みは3月と4月となります。

3 留意事項

①契約内容の変更について

本対応に伴い今後、利用者との契約変更が生じる場合には適宜、支給量の変更（契約支給量を増やす、契約支給量を元に戻す）の必要がありますので、ご注意ください。以下を参考に契約日を設定してください。なお、契約変更にあたっては、受給者証の内容を必ず確認してください。

<参考>

	契約支給量（変更内容）	前契約終了日	増やす又は元に戻すための契約日
夏休み	増やす	6月30日	7月1日
	元に戻す	9月30日	10月1日
春休み	増やす	2月28日（29日が最終日の場合は29日）	3月1日
	元に戻す	4月30日	5月1日

②受給者証の記載例及び各事業所における対応について

受給者証に夏休み・春休み対策にかかる内容（以下記載例参考）が記載された者については、長期休暇時における「その他の外出」の支給量は「36時間」となります。そのため、各事業者におかれましては適宜、上記①を参考にして、契約支給量の変更等の対応をお願いします。

<参考>受給者証記載例

(移動支援)

(二)

支給決定の内容		
移動支援	支給決定期間	令和元年8月1日から 令和2年7月31日まで
	支給量	社会生活上必要不可欠な外出 40時間/月 その他の外出 12時間/月 <u>その他の外出（夏休み・春休み対策）</u> <u>36時間/月</u>

(行動援護、同行援護)

※下記は行動援護の受給者証の記載例です。同行援護の場合には「行動援護基本」と表記されている箇所が「同行援護基本」又は「同行援護盲ろう者」と記載されます。

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分5
認定有効期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
サービス種別	行動援護
支給決定期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
支給量等	行動援護基本 24.0時間/月

(三)

サービス種別	
支給決定期間	
支給量等	
サービス種別	
支給決定期間	
支給量等	
(予備欄) 行動援護基本の令和2年7月は36.0時間/月 行動援護基本の令和2年8月は36.0時間/月 行動援護基本の令和2年9月は36.0時間/月 行動援護基本の令和3年3月は36.0時間/月	

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部

障害者支援課認定支払係

☎ 052-972-2639

FAX 052-972-4149 (共通)